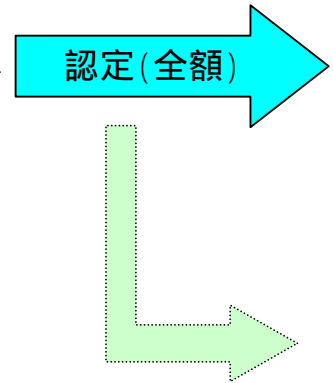
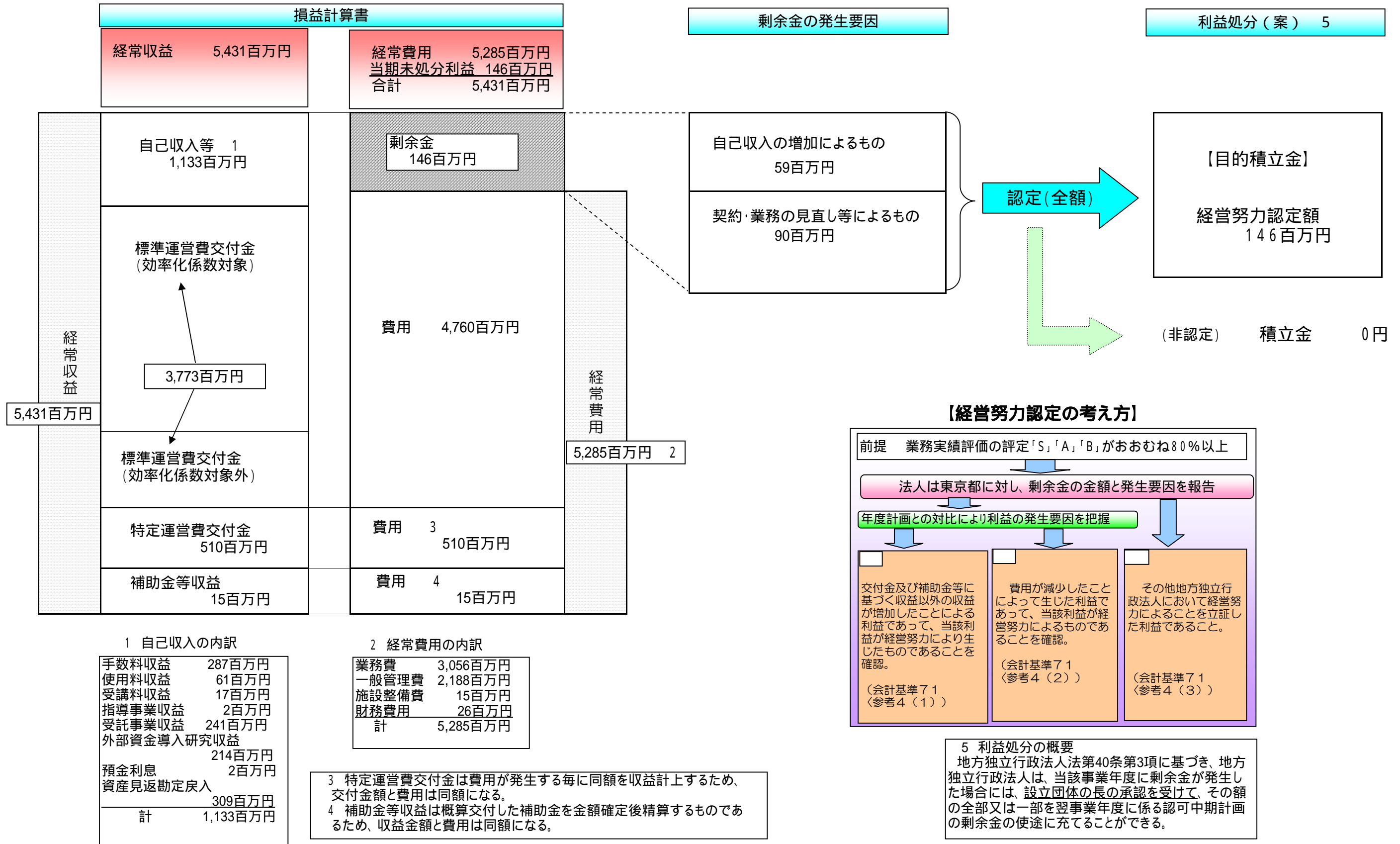


# 東京都立産業技術研究センター平成19年度決算における利益処分の考え方について(案)

## 利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。  
 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの  
 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

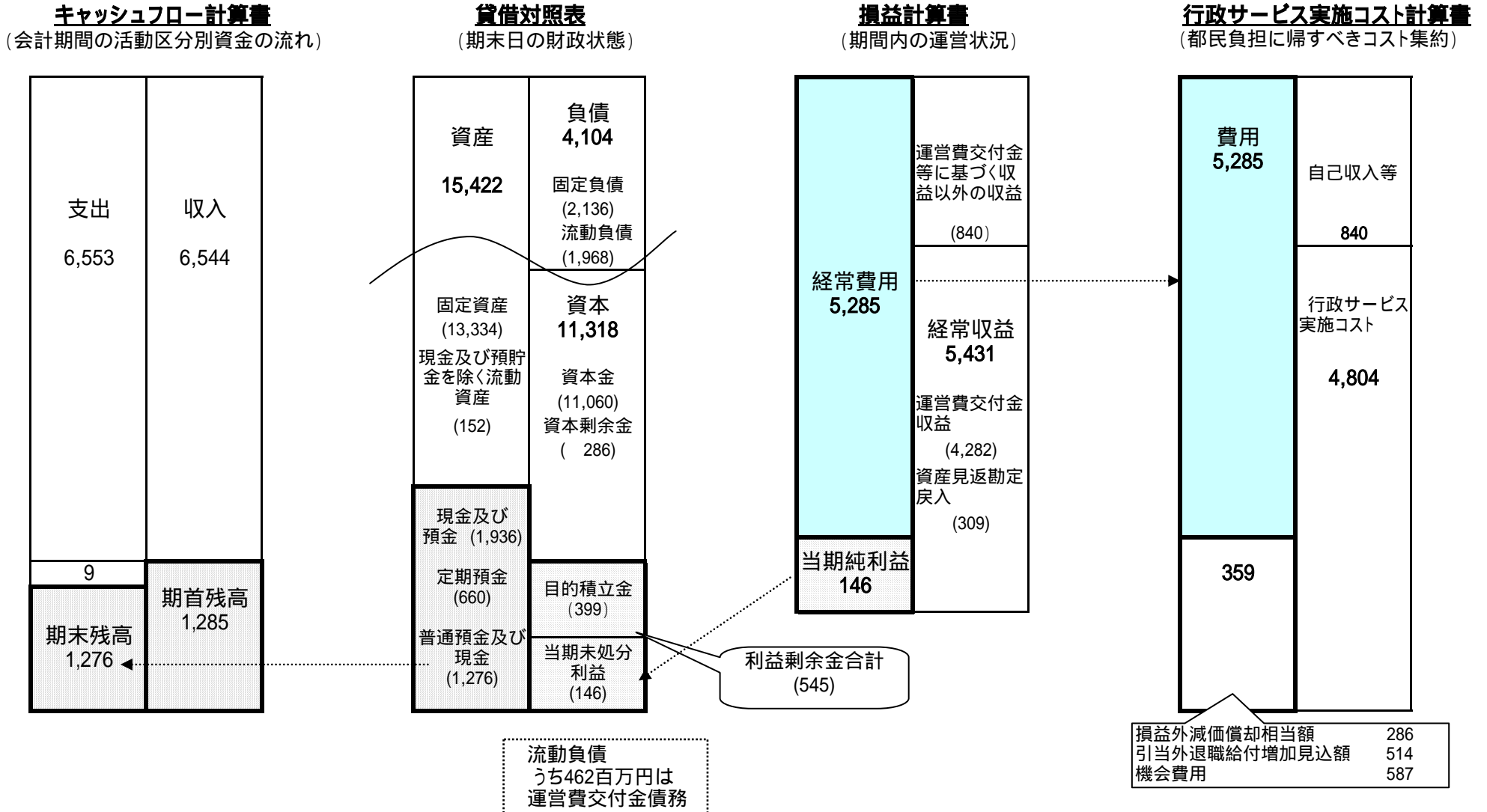


# 平成19年度 東京都立産業技術研究センターの財務諸表について(概要)

- 東京都立産業技術研究センター(以下「産技研」という。)の財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)
  - 法人は、毎年度事業終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その認定を受けなければならない。
  - 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
  - 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。
  - 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

## 2 平成19年度財務諸表の概要及び相互関連図

単位:百万円



## 試験研究分科会 今後のスケジュール

日程	年 度 評 価	財 務 諸 表 及 び 利 益 処 分
8 月	1 第 3 回 試験研究分科会 評価（案）検討 財務諸表・利益処分の意見聴取  法人による事実確認	
8 月 26	第 4 回 試験研究分科会 評価（案）決定 財務諸表・利益処分に対する意見案決定	
9 月	法人への評価結果の通知 分科会長から知事への報告 評価結果の公表  評価結果の議会への報告（知事）	財務諸表・利益処分の承認  財務諸表の公告（法人）

## 【今後の開催日程】

8月26日（火）10時～11時30分  
都庁第一庁舎33階南側 特別会議室S1  
第4回 試験研究分科会